

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

①本申請書「1 高速道路の路線名」中(1)から(23)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

車種	区間		
	普通区間	大都市 近郊区間	関門 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	51.2
普通車	24.6	29.52	64.0
中型車	29.52	35.424	76.8
大型車	40.59	48.708	105.6
特大車	67.65	81.18	176.0

B 普通区間のうち、近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間及び沖縄自動車道許田インターチェンジから石川インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

車種	区間	
	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジから 有田インターチェンジまで	沖縄自動車道 許田インターチェンジから 石川インターチェンジまで
軽自動車等	31.488	16.784
普通車	39.36	20.98
中型車	47.232	25.176
大型車	64.944	34.617
特大車	108.24	57.695

C 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関門特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「関門特別区間」とあるのは、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道1号及び478号(京滋バ

イパス) (以下「京滋バイパス」という。)、一般国道1号(第二京阪道路) (以下「第二京阪道路」という。)、一般国道2号(広島岩国道路) (以下「広島岩国道路」という。)、一般国道10号(椎田道路) (以下「椎田道路」という。)、一般国道10号(宇佐別府道路) (以下「宇佐別府道路」という。)、一般国道10号(隼人道路) (以下「隼人道路」という。)、一般国道11号(高松東道路) (以下「高松東道路」という。ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日までとする。)、一般国道42号(湯浅御坊道路) (以下「湯浅御坊道路」という。))又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとす。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとす。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとす。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注1) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとす。

L : イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又はイ(ロ)イ)Bに定める区間(n3)のキロ程(単位：キロメートル)

R : イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又はイ(ロ)イ)Bに定める区間(n3)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

ハ) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「消費税及び地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.05を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ニ) 料金変更における激変緩和措置

A 平成7年4月9日以前に、別添4の(A)に掲げる額であった料金について、ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額(以下「調整額」という。)が(B)に掲げる料金の額以上となる場合には、イ)からハ)の規定にかかわらず(C)の額を適用するものとす。

B 調整額が500円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとす。

ホ) インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロ)からニ)に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

へ) 料金算出方法の特例（四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。）

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ)により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ)からホ)に定める方法により算出した額とト)に定める当該相互間の料金の額との合計額とする。

ト) 料金の額の特例（四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。）

津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からへ)の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
津田東インターチェンジから津田寒川インターチェンジまで	150	200	200	300	500
津田東インターチェンジから志度インターチェンジまで	250	300	350	500	850
津田東インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまで	400	450	550	750	1,300
津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまで	450	550	650	900	1,500
津田寒川インターチェンジから志度インターチェンジまで	100	150	150	200	350
津田寒川インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまで	250	300	350	450	800
津田寒川インターチェンジから高松東インターチェンジまで	300	350	450	600	1,000
志度インターチェンジからさぬき三木インターチェンジまで	150	150	200	250	450
志度インターチェンジから高松東インターチェンジまで	200	250	300	400	700

チ) 複数経路の場合の料金算出の特例

A インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)及びへ)に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路、隼人道路、高松東道路（ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日までとする。）又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在する場合には、イ)により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金の額を算出するに当たっては、ロ)からへ)に定める方法により算出した額と、京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路、隼人道路又は高松東道路（ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日までとする。）のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

上記にかかわらず、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間で、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路一般国道28号及び同一般国道30号を連続して走行する場合（以下「連続走行」という。）における料金の額は、連続走行前におけるインターチェンジ相互間及び連続走行後におけるインターチェンジ相互間について、ロ)からへ)に定める方法によりそれぞれ算出した額の合算額とする。

道路名	区間	距離
京滋バイパス	瀬田東インターチェンジから 久御山ジャンクションまで	20.8キロメートル
	久御山ジャンクションから 久御山淀インターチェンジまで	3.1キロメートル
第二京阪道路	久御山ジャンクションから 八幡ジャンクションまで	7.1キロメートル
広島岩国道路	廿日市ジャンクションから 大竹西ジャンクションまで	13.7キロメートル
椎田道路	豊津インターチェンジから 椎田南インターチェンジまで	8.9キロメートル
宇佐別府道路	宇佐インターチェンジから 速見インターチェンジまで	22.4キロメートル
隼人道路	加治木インターチェンジから 隼人東インターチェンジまで	6.1キロメートル
高松東道路	津田東インターチェンジから 終点(香川県木田郡三木町) まで	15.6キロメートル
本州四国連絡高速道路の管理する道路 一般国道28号	神戸西インターチェンジから 鳴門インターチェンジまで	89.0キロメートル
本州四国連絡高速道路の管理する道路 一般国道30号	早島インターチェンジから 坂出インターチェンジまで	37.3キロメートル

B 山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジを通り、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路一般国道30号早島インターチェンジから坂出インターチェンジ又は坂出北インターチェンジまでの区間を連続して通行する場合の山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間の高速国道の料金の額は、ロ) からへ) 及びAに定める方法により算出した四国横断自動車道阿南四万十線善通寺インターチェンジまでの区間の料金の額を上限とする。

ただし、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道阿南四万十線及び四国横断自動車道愛南大洲線の各インターチェンジから山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間の場合を除く。

リ) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) Cのキロ程に基づきロ)、ハ) 及びへ) に定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

ヌ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、高速国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートル以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートルを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の(C)に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートルを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合
全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

AD'：AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

BD'：BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

CD'：CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

(注2) (B)の場合において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

B 集中工事等に伴う料金調整

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第6号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

C 一般国道9号（江津道路）（以下「江津道路」という。）を併せて利用する場合の料金調整

中国横断自動車道広島浜田線の浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間と江津道路の浜田ジャンクションから江津西インターチェンジ又は江津インターチェンジまでの区間を併せて通行する自動車の料金の額は浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間を通行する自動車の料金の額から次表に掲げる額を差引いた額とする。

軽自動車等	150円
普通車	150円
中型車	150円
大型車	100円
特大車	100円

ロ 均一制を適用する区間の料金の額

均一制を適用する区間及び1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
近畿自動車道 天理吹田線	天理インターチェンジから 香芝インターチェンジまで	300	400	400	550	900
	香芝インターチェンジから 松原インターチェンジ又は 長原インターチェンジまで	300	400	400	550	900
	松原インターチェンジから 吹田インターチェンジまで	400	500	500	750	1,150
近畿自動車道 松原那智勝浦線	長原インターチェンジから 岸和田和泉インターチェンジまで	400	500	500	750	1,150

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

②京滋バイパスにおける各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

									瀬田東
								石山	—
							南郷	150	250
						笠取	—	—	—
				宇治東	150	—	—	350	450
			宇治西	—	200	—	—	450	500
		巨椋	100	—	300	—	—	500	600
	久御山 ジヤクヤシ	—	150	—	350	—	—	550	650
	久御山	—	—	—	—	—	—	—	—
久御山淀	100	100	—	200	—	400	—	650	700

ロ 普通車

									瀬田東
								石山	—
							南郷	200	300
						笠取	—	—	—
				宇治東	200	—	—	450	550
			宇治西	—	300	—	—	550	650
		巨椋	100	—	350	—	—	600	700
	久御山 ジヤクヤシ	—	150	—	400	—	—	650	800
	久御山	—	—	—	—	—	—	—	—
久御山淀	100	100	—	250	—	550	—	800	900

ハ 中型車

								瀬田東	
							石山	—	
						南郷	200	350	
					笠取	—	—	—	
				宇治東	250	—	550	650	
			宇治西	—	350	—	650	800	
		巨椋	100	—	400	—	750	850	
	久御山 ジヤクヤシ	—	150	—	500	—	800	950	
	久御山	—	—	—	—	—	—	—	
久御山淀	100	150	—	300	—	650	—	950	1,100

ニ 大型車

								瀬田東	
							石山	—	
						南郷	300	500	
					笠取	—	—	—	
				宇治東	300	—	750	950	
			宇治西	—	450	—	900	1,050	
		巨椋	150	—	600	—	1,000	1,200	
	久御山 ジヤクヤシ	—	250	—	700	—	1,100	1,300	
	久御山	—	—	—	—	—	—	—	
久御山淀	150	200	—	450	—	900	—	1,300	1,500

ホ 特大車

								瀬田東	
							石山	—	
						南郷	500	800	
					笠取	—	—	—	
				宇治東	550	—	1,250	1,550	
			宇治西	—	750	—	1,450	1,800	
		巨椋	200	—	950	—	1,650	2,000	
	久御山 ジヤクヤシ	—	400	—	1,150	—	1,850	2,150	
	久御山	—	—	—	—	—	—	—	
久御山淀	250	300	—	700	—	1,450	—	2,150	2,500

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

③第二京阪道路における各区間及び各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

A区間

イ 軽自動車等

						起点
					巨椋池	—
				久御山	150	200
			久御山南	—	—	—
		八幡東	150	200	200	250
京田辺松井	—	200	250	300	350	—

ロ 普通車

				巨椋池	起点
			久御山	150	200
		久御山南	—	—	—
	八幡東	150	200	250	300
京田辺松井	—	250	300	350	400

ハ 中型車

				巨椋池	起点
			久御山	150	200
		久御山南	—	—	—
	八幡東	150	250	300	350
京田辺松井	—	300	400	450	500

ニ 大型車

				巨椋池	起点
			久御山	150	250
		久御山南	—	—	—
	八幡東	150	300	400	500
京田辺松井	—	350	550	600	700

ホ 特大車

				巨椋池	起点
			久御山	200	350
		久御山南	—	—	—
	八幡東	200	500	650	800
京田辺松井	—	600	900	1000	1150

B区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
350	450	500	700	1200

C区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
350	450	550	750	1250

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) A区間とは、京都市伏見区向島大黒（起点）から京田辺市松井までの区間を、B区間とは、京田辺市松井から交野市星田北までの区間を、C区間とは、交野市星田北から門真市大字葎島までの区間をいう。

④一般国道2号（第二神明道路）（以下「第二神明道路」という。）における各区間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車種	普通車	大型車	特大車
区間名			
東側区間	200	300	700
西側区間	100	150	360

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

(注3) 上表の東側区間とは、神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間を、西側区間とは、神戸市西区伊川谷町別府から明石市魚住町清水までの区間をいう。

⑤広島岩国道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 普通車

				廿日市
			廿日市ジャンクション	100
		大野	350	350
	大竹	350	700	700
大竹西	50	400	750	750

ロ 大型車

				廿日市
			廿日市ジャンクション	150
		大野	500	500
	大竹	500	1,000	1,000
大竹西	100	600	1,100	1,100

ハ 特大車

				廿日市
			廿日市ジャンクション	350
		大野	1,200	1,200
	大竹	1,200	2,400	2,400
大竹西	200	1,400	2,600	2,600

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

⑥一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))(以下「八代日奈久道路」という。)における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		日奈久
	八代南	150
八代ジャンクション	200	300

ロ 普通車

		日奈久
	八代南	200
八代ジャンクション	200	400

ハ 中型車

		日奈久
	八代南	250
八代ジャンクション	250	500

ニ 大型車

		日 奈 久
	八 代 南	3 0 0
八代ジャンクション	3 5 0	6 5 0

ホ 特大車

		日 奈 久
	八 代 南	5 0 0
八代ジャンクション	6 0 0	1, 1 0 0

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑦一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西)) (以下「鹿児島道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

				鹿児島西
			松 元	1 5 0
		伊集院	1 0 0	2 5 0
	美 山	2 5 0	3 5 0	5 0 0
市 来	—	2 5 0	3 5 0	5 0 0

ロ 普通車

				鹿児島西
			松 元	1 5 0
		伊集院	1 5 0	3 0 0
	美 山	3 0 0	4 5 0	6 0 0
市 来	—	3 0 0	4 5 0	6 0 0

ハ 中型車

				鹿児島西
			松 元	2 0 0
		伊集院	1 5 0	3 5 0
	美 山	4 0 0	5 5 0	7 5 0
市 来	—	4 0 0	5 5 0	7 5 0

ニ 大型車

				鹿児島西
			松 元	2 5 0
		伊集院	2 5 0	5 0 0
	美 山	5 0 0	7 5 0	1, 0 0 0
市 来	—	5 0 0	7 5 0	1, 0 0 0

ホ 特大車

				鹿児島西
			松 元	4 5 0
		伊集院	4 0 0	8 5 0
	美 山	8 5 0	1 2 5 0	1, 7 0 0
市 来	—	8 5 0	1 2 5 0	1, 7 0 0

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑧一般国道9号（安来道路）（以下「安来道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		米子西
	安来	200
東出雲	350	500

ロ 普通車

		米子西
	安来	200
東出雲	450	650

ハ 中型車

		米子西
	安来	300
東出雲	500	800

ニ 大型車

		米子西
	安来	350
東出雲	700	1,050

ホ 特大車

		米子西
	安来	600
東出雲	1,200	1,800

（注）上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑨江津道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			浜田ジャンクション
		浜田東	100
	江津西	150	250
江津	150	300	400

ロ 普通車

			浜田ジャンクション
		浜田東	100
	江津西	200	300
江津	200	400	500

ハ 中型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	150
	江津西	250	400
江津	200	450	600

ニ 大型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	200
	江津西	350	550
江津	300	650	850

ホ 特大車

			浜田ジャンクション
		浜田東	350
	江津西	550	900
江津	500	1,050	1,400

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑩ 椎田道路における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	普通車	大型車	特大車
料金の額	400	600	1,400

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

(注3) 高速国道東九州自動車道と接続された後の各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 普通車

			椎田南
		椎田	100
	築城	200	300
豊津	100	300	400

ロ 大型車

			椎田南
		椎田	150
	築城	300	450
豊津	150	450	600

ハ 特大車

			椎田南
		椎田	350
	築城	700	1,050
豊津	350	1,050	1,400

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑪ 宇佐別府道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			大分農業文化公園	速見
				150
		安心院	150	300
	院内	150	300	450
宇佐	—	250	400	550

ロ 普通車

				速見
			大分農業文化公園	200
		安心院	200	400
	院内	150	350	550
宇佐	—	300	500	700

ハ 中型車

				速見
			大分農業文化公園	250
		安心院	250	500
	院内	200	450	650
宇佐	—	350	600	850

ニ 大型車

				速見
			大分農業文化公園	350
		安心院	350	650
	院内	250	600	900
宇佐	—	500	850	1,150

ホ 特大車

				速見
			大分農業文化公園	550
		安心院	550	1,100
	院内	450	1,000	1,550
宇佐	—	850	1,400	1,950

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑫一般国道10号(日出バイパス)(以下「日出バイパス」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	250	300	350	500	850

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑬一般国道10号(延岡南道路)(以下「延岡南道路」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種	普通車	大型車	特大車
料金の額	250	400	900

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

⑭隼人道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		隼人東
	隼人西	100
加治木	100	200

ロ 普通車

		隼人東
	隼人西	150
加治木	150	250

ハ 中型車

		隼人東
	隼人西	150
加治木	150	250

ニ 大型車

		隼人東
	隼人西	200
加治木	200	400

ホ 特大車

		隼人東
	隼人西	350
加治木	350	700

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑮高松東道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用される前日までとする。

イ 軽自動車等

				終 点
			さぬき三木	—
		志 度	150	200
	津田寒川	100	250	300
津田東	150	250	400	450

ロ 普通車

				終 点
			さぬき三木	—
		志 度	150	250
	津田寒川	150	300	350
津田東	200	300	450	550

ハ 中型車

				終 点
			さぬき三木	—
		志 度	200	300
	津田寒川	150	350	450
津田東	200	350	550	650

ニ 大型車

				終 点
			さぬき三木	—
		志 度	250	400
	津田寒川	200	450	600
津田東	300	500	750	900

ホ 特大車

				終 点
			さぬき三木	—
		志 度	450	700
	津田寒川	350	800	1,000
津田東	500	850	1,300	1,500

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 終点とは香川県木田郡三木町池戸をいう。

⑯一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路)) (以下「京奈道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					木 津
				山田川	100
			精華学研	100	200
		精華下狛	150	150	250
	田辺西	150	300	300	400
	田辺北	150	300	450	550
城 陽	100	150	300	450	550

ロ 普通車

					木 津
				山田川	100
			精華学研	100	200
		精華下狛	200	200	300
	田辺西	200	400	400	500
	田辺北	200	400	600	700
城 陽	100	200	400	600	700

ハ 中型車

					木 津
				山田川	100
			精華学研	100	200
		精華下狛	200	200	300
	田辺西	200	400	400	500
	田辺北	200	400	600	700
城 陽	100	200	400	600	700

二 大型車

						木 津
					山田川	150
				精華学研	150	300
			精華下狛	300	300	450
		田辺西	300	600	600	750
	田辺北	300	600	900	900	1050
城 陽	150	300	600	900	900	1050

ホ 特大車

						木 津
					山田川	300
				精華学研	300	600
			精華下狛	550	550	850
		田辺西	550	1100	1100	1400
	田辺北	550	1100	1650	1650	1950
城 陽	300	550	1100	1650	1650	1950

城陽～田辺北

原動機付自転車 軽 車 両 自 転 車
10

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」
「原動機付自転車」、「軽車両」及び「自転車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自
動車の車種区分をいう。

⑰一般国道34号(長崎バイパス)(以下「長崎バイパス」という。)における各区間の1回
の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車種		軽自動車等	普通車	大型車	特大車
区間					
全 線		250	410	620	1,450
一 部 線	A区間	150	260	410	940
	B区間	100	150	210	510

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、
それぞれ別添1-4の自動車の車種区分をいう。

(注3) A区間とは、長崎県諫早市多良見町市布(起点)から長崎市川平町(川平インター
チェンジ)までを、B区間とは、長崎市川平町(川平インターチェンジ)から長崎市
西山町4丁目(終点)までをいう。

⑱湯浅御坊道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

						有 田
					有田南	
				湯 浅	50	100
			広 川		150	150
		広川南	150		250	300
	川 辺		250		350	400
御 坊			350		500	500

ロ 普通車

						有 田
					有田南	
				湯 浅	100	150
			広 川		150	200
		広川南	150		300	350
	川 辺		300		450	500
御 坊			450		600	650

ハ 中型車

						有 田
					有田南	
				湯 浅	100	150
			広 川		200	250
		広川南	200		400	450
	川 辺		350		550	600
御 坊			550		750	800

ニ 大型車

						有 田
					有田南	
				湯 浅	150	200
			広 川		300	350
		広川南	250		550	600
	川 辺		450		750	800
御 坊			700		1,000	1,050

ホ 特大車

					有田南	有田
				湯浅	250	350
			広川		500	600
		広川南	400		900	1,000
	川辺		800		1,250	1,350
御坊			1,200		1,700	1,800

(注) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑱一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))(以下「今治小松道路」という。)における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			終点
		いよ小松北	—
	東予丹原	100	100
今治湯ノ浦	200	300	300

ロ 普通車

			終点
		いよ小松北	—
	東予丹原	100	100
今治湯ノ浦	300	350	400

ハ 中型車

			終点
		いよ小松北	—
	東予丹原	100	150
今治湯ノ浦	350	450	500

ニ 大型車

			終点
		いよ小松北	—
	東予丹原	150	200
今治湯ノ浦	450	600	650

ホ 特大車

			終点
		いよ小松北	—
	東予丹原	250	350
今治湯ノ浦	750	1,000	1,100

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 終点とは愛媛県西条市小松町妙口をいう。

⑳一般国道478号（京都縦貫自動車道）（以下「京都縦貫自動車道」という。）における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

											丹波
										園部	200
									八木西	—	—
								八木中	200	400	400
							八木東	—	—	—	—
						千代川	200	—	200	400	400
					大井	150	350	—	350	550	550
				亀岡	150	150	350	—	350	550	550
			篠	200	200	200	400	—	400	600	600
		沓掛	200	400	400	400	600	—	600	800	800
	春日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	長岡京	200	—	450	650	650	650	850	—	850	1050
大山崎	100	250	—	500	700	700	700	900	—	900	1100

ロ 普通車

											丹波
										園部	250
									八木西	—	—
								八木中	250	500	500
							八木東	—	—	—	—
						千代川	250	—	250	500	500
					大井	200	450	—	450	700	700
				亀岡	200	200	450	—	450	700	700
			篠	250	250	250	500	—	500	750	750
		沓掛	250	500	500	500	750	—	750	1000	1000
	春日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	長岡京	250	—	550	800	800	800	1050	—	1050	1300
大山崎	100	300	—	600	850	850	850	1100	—	1100	1350

ハ 中型車

											丹波
										園部	300
									八木西	—	—
								八木中	300	600	600
							八木東	—	—	—	—
						千代川	300	—	300	600	600
					大井	250	550	—	550	850	850
				亀岡	250	250	550	—	550	850	850
			篠	300	300	300	600	—	600	900	900
		沓掛	300	600	600	600	900	—	900	1200	1200
	春日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	長岡京	300	—	650	950	950	950	1250	—	1250	1550
大山崎	100	350	—	700	1000	1000	1000	1300	—	1300	1600

ニ 大型車

												丹波
											園部	400
										八木西	—	—
									八木中	400	800	800
								八木東	—	—	—	—
							千代川	400	—	400	800	800
					大井	350	750	—	750	1150	1150	1150
				亀岡	350	350	750	—	750	1150	1150	1150
			篠	400	400	400	800	—	800	1200	1200	1200
		沓掛	400	800	800	800	1200	—	1200	1600	1600	1600
	春日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	長岡京	400	—	900	1300	1300	1300	1700	—	1700	2100	2100
大山崎	150	500	—	1000	1400	1400	1400	1800	—	1800	2200	2200

ホ 特大車

												丹波
											園部	700
										八木西	—	—
									八木中	700	1400	1400
								八木東	—	—	—	—
							千代川	700	—	700	1400	1400
					大井	550	1250	—	1250	1950	1950	1950
				亀岡	550	550	1250	—	1250	1950	1950	1950
			篠	700	700	700	1400	—	1400	2100	2100	2100
		沓掛	700	1400	1400	1400	2100	—	2100	2800	2800	2800
	春日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	長岡京	650	—	1550	2250	2250	2250	2950	—	2950	3650	3650
大山崎	300	800	—	1650	2350	2350	2350	3050	—	3050	3750	3750

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 大山崎とは京都府乙訓郡大山崎町字円明寺に設置するインターチェンジ及びジャンクションをいう。春日とは京都市西京区大枝西長町に、長岡京とは長岡京市下海印寺岸ノ下にそれぞれ設置するインターチェンジをいう。

(注3) 大山崎インターチェンジ・ジャンクション、春日インターチェンジ及び長岡京インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金については、大山崎インターチェンジ・ジャンクション、春日インターチェンジ及び長岡京インターチェンジの供用開始の日から適用する。

㉑一般国道481号（関西国際空港連絡橋）（以下「関西国際空港連絡橋」という。）における1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	600	800	1,000	1,300	2,200

(注1) 上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 1回の通行とは、泉佐野市りんくう往来北から泉佐野市泉州空港北まで及び泉佐野市泉州空港北から泉佐野市りんくう往来北までの通行をいう。

- ⑳一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））（以下「武雄佐世保道路」という。）における各区間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車 種		普 通 車	大 型 車	特 大 車
区 間				
全線		810	1,250	2,920
一 部 線	A 区 間	410	630	1,460
	B 区 間	200	310	730
	C 区 間	200	310	730

（注1）上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

（注2）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

（注3）A区間とは、武雄市東川登町大字袴野から長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷までをいい、B区間とは、同県同郡同町折敷瀬郷から佐世保市木原町までをいい、C区間とは、同市木原町から同市大塔町までをいう。

- ㉑一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））（以下「佐世保道路」という。）における1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料金の額	100	150	200	250	400

（注）上表の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

なお、上記にいう「E T Cシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「E T Cクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきE T Cカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程（平成20年12月1日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE T Cカードを、「E T Cパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

イ) 高速国道

料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

ロ) 本申請書「1 高速道路の路線名」中(24)から(46)までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間については、料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

②大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

なお、上記にいう「E T Cコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「3会社」という。）が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約

に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

高速国道について、利用者の自動車1台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	15パーセント
3万円を超える部分	20パーセント

(ロ) 契約単位割引

高速国道について、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

なお、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間は、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が450万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が2万7千円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、5パーセントの割引を行う。ただし、上記10パーセントの割引を適用する利用者を除く。

③ ETC前納割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

④ 地方部上限割引

イ 割引をする自動車

(1) ①イ(イ)に定める対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる各高速道路を通行する（大都市近郊区間のみの通行を除く。）全自動車のうち、軽自動車等又は普通車（広島岩国道路、東九州自動車道と接続し供用する日以降の椎田道路並びに延岡南道路においては、別添1-1に掲げるイからへに該当する自動車とする。）。

ロ 割引率等

(イ) 普通区間等

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）の料金の額並びに別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路の料金の額を合算した額又は別添6のうちCに掲げる各高速道路の料金の額のそれぞれについて次表の額（単位：円）を超える場合は、当該区間に係る料金の額を次表の額とし、次表の額を超えない場合には、当該区間に係る料金の額を(1)に定める料金の額とする。

ただし、(ロ)を適用する場合を除く。

軽自動車等	普通車
1,000	2,000

(ロ) 普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区

間を含むものとする。)の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。ただし、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、(1)に定める料金の額を上回る場合には、(1)に定める料金の額と同額とする。

$$A \quad (a \times (L R + L'1R'1 + L'2R'2) + 150) \times t + P + P'1$$

※ただし、上記式において、 $(a \times (L R + L'1R'1 + L'2R'2) + 150) \times t$ に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$B \quad a' L'2R'2 \times t + U + P'1$$

※ただし、上記式において、 $a' L'2R'2 \times t$ に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、a'、L、L'1、L'2、P、P'1、R、R'1、R'2、t及びUは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

a' : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : (1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路の料金の額若しくは(1)①イ(ハ)ト)に定める料金の額(単位:円)

P'1 : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : (1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

U : 軽自動車等については1,000、普通車については2,000(単位:円)

(ハ)普通区間等の料金を合算する特例

E T Cクレジットカード、E T Cパーソナルカード又はE T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「E T C車」という。)については、次表に掲げる場合(二以上の場合に該当し得るときを含む。)におけるそれぞれの通行(西日本高速道路株式会社が別に定める日までは、通行の全部又は一部に①イに定める日が含まれる場合を除く。)に係る本割引適用後の料金の額(下記A又はBに限る。)を合算した額(以下「合算額」という。)が、(イ)の表中に定める額を超える場合は、これを(イ)の表中に定める額とする(なお、西日本高速道路株式会社が別に定める日から、「近畿自動車道松原那智勝浦線と四国縦貫自動車道を、近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山北インターチェンジ、和歌山インターチェンジ又は海南インターチェンジと四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジを経由し連続して通行する場合。」の欄から「四国縦貫自動車道と広島呉道路を、四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ又は伊予インターチェンジと広島呉道路の呉インターチェンジを経由し連続して通行する場合。」の欄までに掲げる場合において、合算額が普通車において1,0

00円を超える場合には、これを1,000円とする。)。ただし、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

A (イ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額。

B (ロ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

$$aLRt + P$$

※ただし、上記式において、aLRtに50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、(1)①ロに定める均一制を適用する各区間(以下「均一制区間」という。)、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。

中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

中国横断自動車道岡山米子線と安来道路と中国横断自動車道尾道松江線を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジ及び安来道路の東出雲インターチェンジと中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

近畿自動車道松原那智勝浦線と一般国道165号及び166号(南阪奈道路)(以下「南阪奈道路」という。)を、近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションと南阪奈道路の羽曳野インターチェンジを経由し連続して通行する場合(大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を連続して通行する場合に限る。)

九州縦貫自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

山陽自動車道吹田山口線と一般国道31号(広島呉道路)(以下「広島呉道路」という。)を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合(広島高速道路公社が管理する高速1号線及び高速2号線を連続して通行する場合に限る。)

山陽自動車道吹田山口線と今治小松道路を、山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジと今治小松道路の今治湯ノ浦インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を、山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジと四国縦貫自動車道の松山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

関西国際空港線と関西国際空港連絡橋を、関西国際空港線の全線から関西国際空港連絡橋の関西国際空港連絡橋インターチェンジを連続して通行する場合。

ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合(周回走行を2回以上行う場合は、2回目の周回後の通行を除く。)(本特例は全自動車のうち、軽自動車等及び普通車に適用する。)

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号及び本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号を連続して通行する場合。

<p>近畿自動車道松原那智勝浦線と四国縦貫自動車道を、近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山北インターチェンジ、和歌山インターチェンジ又は海南インターチェンジと四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>近畿自動車道松原那智勝浦線と四国横断自動車道阿南四万十線を、近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山北インターチェンジ、和歌山インターチェンジ又は海南インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の鳴門インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>中央自動車道西宮線と四国横断自動車道阿南四万十線を、中央自動車道西宮線の西宮インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>中国縦貫自動車道と四国横断自動車道阿南四万十線を、中国縦貫自動車道の西宮山ロジヤンクションから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>山陽自動車道吹田山口線と四国横断自動車道阿南四万十線を、山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ、神戸西インターチェンジ、岡山インターチェンジ又は早島インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>四国横断自動車道阿南四万十線と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号を、四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号の各インターチェンジを経由し連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。）。</p>
<p>四国横断自動車道阿南四万十線と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号を、四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号の各インターチェンジを経由し連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。）。</p>
<p>中央自動車道西宮線と四国縦貫自動車道を、中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ、豊中インターチェンジ又は西宮インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>近畿自動車道天理吹田線と四国縦貫自動車道を、近畿自動車道天理吹田線の松原インターチェンジから吹田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>近畿自動車道松原那智勝浦線と四国縦貫自動車道を、近畿自動車道松原那智勝浦線の長原インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>中国縦貫自動車道と四国縦貫自動車道を、中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジ又は西宮山ロジヤンクションから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を、山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ又は神戸西インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>

<p>四国縦貫自動車道と第二京阪道路を、四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジと第二京阪道路の京田辺松井インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>四国縦貫自動車道と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号を、四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号の各インターチェンジを経由し連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。）。</p>
<p>中央自動車道西宮線と今治小松道路を、中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ、豊中インターチェンジ又は西宮インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>近畿自動車道天理吹田線と今治小松道路を、近畿自動車道天理吹田線の松原インターチェンジから吹田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>近畿自動車道松原那智勝浦線と今治小松道路を、近畿自動車道松原那智勝浦線の長原インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジまでの間の各インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>中国縦貫自動車道と今治小松道路を、中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジ又は西宮山口ジャンクションから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>山陽自動車道吹田山口線と今治小松道路を、山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ又は神戸西インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>第二京阪道路と今治小松道路を、第二京阪道路の京田辺松井インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>今治小松道路と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号を、今治小松道路の東予丹原インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号の各インターチェンジを経由し連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。）。</p>
<p>山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから五日市インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、玖珂インターチェンジ又は熊毛インターチェンジと四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ又は伊予インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>四国縦貫自動車道と広島岩国道路を、四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ又は伊予インターチェンジと広島岩国道路の廿日市インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>
<p>四国縦貫自動車道と広島呉道路を、四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ又は伊予インターチェンジと広島呉道路の呉インターチェンジを経由し連続して通行する場合。</p>

前表のうち「山陽自動車道吹田山口線と今治小松道路を、山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジと今治小松道路の今治湯ノ浦インターチェンジを経由し連続して通行する場合。」において、中国縦貫自動車道の東城インターチェンジ及び山陽自動車道吹田山口線の福山東インターチェンジ以西かつ中国縦貫自動車道の吉和インターチェンジ及び広島岩国道路の大竹インターチェンジ以东かつ中国横断自動車道広島浜田線の大朝インターチェンジ以南のみの区間と四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジから四国横断自動車道阿南四万十線の新宮インターチェンジまでの区間（今治小松道路を含む。）のみを通行する場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより手続きがなされている軽自動車等又は普通車について本特例を適用する。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合につい

ての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）から（ロ）の定めにより本割引を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

国土交通大臣が別に指示する日から平成26年3月31日までとする。

ホ その他

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として新たな乗継特例を定める場合には、割引をする自動車及び適用する期間等について事前に届け出るものとする。

⑤深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する全自動車のうち、ETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成20年10月14日から平成26年3月31日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）についての割引率は50パーセントとする（平成21年4月29日から平成26年3月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ その他

広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路（ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日の前日までとする。）及び湯浅御坊道路については平成26年3月31日まで本割引を適用する。今治小松道路については、平日は平成20年10月14日（平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。）から平成26年3月31日まで、休日は平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。京都縦貫自動車道については、平日は平成20年11月11日から平成26年3月31日まで、休日は平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、京奈道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路及び佐世保道路については平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。第二京阪道路については平成21年3月28日から本割引を適用する。関西国際空港連絡橋については平成23年4月1日から平成26年3月31日まで本割引を適用する（ただし、国土交通大臣が別に指示する日まで、ロのただし書きは適用しない。）。

⑥通勤割引

イ 割引をする自動車

（イ）対距離制区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を含む100キロメートル以内の区間（距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間の

キロ程及び別添5に定める一般有料道路等のキロ程を用いるものとする。以下同じ。)を通行し(大都市近郊区間のみを通行を除く。)、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車の本割引(2会社又は山口県道路公社が適用する通勤割引を含む。)の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。
中央自動車道西宮線と京都縦貫自動車道を、中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジと京都縦貫自動車道の沓掛インターチェンジを経由し連続して通行する場合(京都縦貫自動車道のうち大山崎インターチェンジから沓掛インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)
近畿自動車道敦賀線と京都縦貫自動車道を、近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクション(近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクションと京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジ(京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間の端末のインターチェンジ。))を連続して通行する場合に限る。)と京都縦貫自動車道の丹波インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
近畿自動車道松原那智勝浦線と南阪奈道路を、近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションと南阪奈道路の羽曳野インターチェンジを経由し連続して通行する場合(大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を連続して通行する場合に限る。)
山陽自動車道吹田山口線と広島呉道路を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道広島浜田線と広島呉道路を、中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
広島岩国道路と広島呉道路を、広島岩国道路の廿日市インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道尾道松江線と安来道路を、中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路の東出雲インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
九州縦貫自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
九州縦貫自動車道鹿児島線と椎田道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の小倉東インターチェンジを経由し連続して通行する場合(東九州自動車道のうち苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。)

東九州自動車道と椎田道路を、東九州自動車道の苅田北九州空港インターチェンジ（東九州自動車道の行橋インターチェンジ供用の日からは同インターチェンジ。）を經由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
椎田道路と宇佐別府道路を、宇佐別府道路の宇佐インターチェンジを經由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち椎田南インターチェンジから宇佐インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
九州縦貫自動車道鹿児島線と一般国道201号（八木山バイパス）を、九州縦貫自動車道鹿児島線の福岡インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
東九州自動車道と延岡南道路を、東九州自動車道の佐伯インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
東九州自動車道を、日向インターチェンジと高鍋インターチェンジ（日向インターチェンジから高鍋インターチェンジまで区間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を經由し連続して通行する場合（日向インターチェンジから高鍋インターチェンジまで全区間が供用する日の前日までに限る。）。
関西国際空港線と関西国際空港連絡橋を、関西国際空港線の全線から関西国際空港連絡橋の関西国際空港連絡橋インターチェンジを連続して通行する場合。
京滋バイパスと京奈道路を、京滋バイパスの巨椋インターチェンジ又は久御山インターチェンジと京奈道路の城陽インターチェンジを經由し連続して通行する場合（近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用した日以降は、近畿自動車道名古屋神戸線と京奈道路を、近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと京奈道路の城陽インターチェンジを經由し連続して通行する場合とする。）。
第二京阪道路と京奈道路を、第二京阪道路の八幡東インターチェンジと京奈道路の田辺北インターチェンジ又は第二京阪道路の枚方東インターチェンジと京奈道路の田辺西インターチェンジを經由し連続して通行する場合（近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡ジャンクション間が供用した日以降は、近畿自動車道名古屋神戸線と京奈道路を、近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと京奈道路の城陽インターチェンジを經由し連続して通行する場合とする。）。

(ロ) (イ) 以外の区間

別添6のうちCに掲げる高速道路を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車の本割引（2会社又は山口県道路公社が適用する通勤割引を含む。）の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、鹿児島道路、京奈道路、京都縦貫自動車道、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出された額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$(LR + L'R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2) \times t$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'1：関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'2：大都市近郊区間のキロ程(単位：キロメートル)

R：(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'1：関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

t：1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ その他

広島岩国道路、安来道路、江津道路、高松東道路(ただし、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の前日までとする。)、長崎バイパス及び湯浅御坊道路については平成26年3月31日まで本割引を適用する。八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、京奈道路、今治小松道路、京都縦貫自動車道、武雄佐世保道路及び佐世保道路については平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。関西国際空港連絡橋については平成23年4月1日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。

⑦通勤割引(距離制限緩和)

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる高速道路を通行し(大都市近郊区間のみ通行又は均一制区間の通行を除く。)、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する通勤割引(距離制限緩和)又は山口県道路公社が適用する通勤割引を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、⑥イ(イ)又は⑥イ(ロ)の表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率

(イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金を適用する。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出する(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。)こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

(ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程を合算し

たキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA及びBに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に算出する(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。)こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 50) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'2: 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路のキロ程(単位: キロメートル)

(ハ) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75) \times t + P + P'1 \times 0.5$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75) \times t$ 又は $P'1 \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'1、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位: キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : (1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位: キロメートル)

P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位: 円)

P'1: 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路の料金の額若しくは(1) ①イ(ハ)ト)に定める料金の額(単位: 円)

R : (1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R'1: 関門特別区間又は(1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジ

までの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - d) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' 1 \times (1 - d)$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - d) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' 1 \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'1、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L : (1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P'1 : 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路の料金の額若しくは(1)①イ(ハ)ト)に定める料金の額(単位:円)

R : (1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日までとする。

ただし、関西国際空港連絡橋については平成23年4月1日から本割引を適用する。

⑧早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

大都市近郊区間又は別添6のうちDに掲げる高速道路の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間(近畿自動車道松原那智勝浦線の対距離制区間において、同路線の均一制区間の全部又は一部と連続して通行する場合に限り、岸和田和泉インターチェンジから一律10.1キロメートルを加算した100キロメートル以内の区間もこの区間に含めるものとする。)を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

(ロ) 均一制区間等

均一制区間又は別添6のうちEに掲げる高速道路を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添6のうちB、D及びEに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちB、D若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50

円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ その他

湯浅御坊道路については平成26年3月31日まで本割引を適用する。京都縦貫自動車道のうち大山崎インターチェンジから篠インターチェンジまでの区間については京都縦貫自動車道の大山崎インターチェンジから沓掛インターチェンジまでの全区間が供用する日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。第二京阪道路については平成21年3月28日から本割引を適用する。

⑨平日夜間割引

イ 割引をする自動車

平日の午後10時から翌午前0時までの間（平成21年3月30日から平成26年3月31日までについては、平日の午前4時から午前6時までの間又は平日の午後8時から翌午前0時までの間。）に高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日までとする。

ニ その他

今治小松道路については平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。京都縦貫自動車道については平成20年11月11日から本割引を適用する。第二京阪道路、八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、京奈道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路及び佐世保道路については平成21年3月30日から本割引を適用する。関西国際空港連絡橋については国土交通大臣が別に指示する日から本割引を適用する。

⑩平日昼間割引

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみ通行又は均一制区間の通行を除く。）、かつ、平日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

(イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

(ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる高速道路のキロ程を合算した

キロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA及びBに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に算出する(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出することとする。)こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 30) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'2: 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路のキロ程(単位: キロメートル)

(ハ) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.7 + L'2R'2) + 105) \times t + P + P'1 \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.7 + L'2R'2) + 105) \times t$ 又は $P'1 \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'1、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位: キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : (1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間のキロ程(単位: キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位: キロメートル)

P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位: 円)

P'1: 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路の料金の額若しくは(1) ①イ(ハ)ト)に定める料金の額(単位: 円)

R : (1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R'1: 関門特別区間又は(1) ①イ(ロ)イ) Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位: 円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程並びに別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェン

ジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - d) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' 1 \times (1 - d)$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L' 1 R' 1) \times (1 - d) + L' 2 R' 2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' 1 \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'1、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L : (1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P'1 : 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路の料金の額若しくは(1)①イ(ハ)ト)に定める料金の額(単位:円)

R : (1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日までとする。

ただし、関西国際空港連絡橋については国土交通大臣が別に指示する日から本割引を適用する。

⑪休日昼間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を含む100キロメートル以内の区間を通行し(大都市近郊区間のみの通行を除く。)、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車(広島岩国道路並びに東九州自動車道と接続し供用する日以降の椎田道路及び延岡南道路においては、別添1-1に掲げるイからへに該当する自動車とする。))。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前9時から午後5時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑥イ(イ)の表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

(ロ) (イ)以外の区間

別添6のうちCに掲げる高速道路を通行し、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車の本割引（2会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前9時から午後5時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑥イ（ロ）の表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出された額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\left((L R + L'1 R'1 + 150) \times 0.5 + L'2 R'2 \right) \times t$$

（注）上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関門特別区間又は（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

R：（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関門特別区間又は（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日までとする。

ニ その他

京都縦貫自動車道については平成20年11月15日から本割引を適用する。八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、京奈道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路及び佐世保道路については平成21年3月28日から割引を適用する。関西国際空港連絡橋については国土交通大臣が別に指示する日から本割引を適用する。

⑫ 休日特別割引

イ 割引をする自動車

休日（1月2日及び1月3日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車（広島岩国道路、東九州自動車道と接続し供用する日以降の椎田道路並びに延岡南道路においては、別添1-1に掲げるイからへに該当する自動車とする。）。

ロ 割引率

（イ）普通区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）並びに別添

6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金を適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出する(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。)こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

ただし、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間の上記算出後の額及び別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路の上記算出後の額を合算した額又は別添6のうちCに掲げる各高速道路の上記算出後の額それぞれについて1,000円を超える場合は当該区間に係る本割引適用後の料金の額を1,000円とする。

(ロ) 大都市近郊区間等

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合の割引率は50パーセント、午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合の割引率は30パーセントとし、対距離制区間(大都市近郊区間に限る。)、均一制区間及び別添6のうちD若しくはEに掲げる高速道路の通行料金を適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、割引後料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちD若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(ハ) 普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

イ) 夜間

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれるものとする。)の本割引適用後の料金の額は、割引率を50パーセントとして対距離制区間並びに別添6のうちA、B及びDに掲げる高速道路の通行料金を適用した算出額と、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでについて下記の計算式により算出した額とのいずれか低い額とする。

なお、割引率を50パーセントとした算出にあたっては、対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出する(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。)こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$aLR \times 0.5 \times t + 1000 + P \times 0.5$$

※ただし、上記式において、 $aLR \times 0.5 \times t$ 又は $P \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、L、P、R 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 昼間

午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれるものとする。)の本割引適用後の

料金の額は、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。ただし、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、イ)を適用したときの算出額を下回る場合には、イ)の定めにより算出した額と同額とする。

$$A \quad (a \times ((L R + L'1 R'1) \times 0.5 + L'2 R'2 \times 0.7) + 75) \times t + P \times 0.5 + P'1 \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times 0.5 + L'2 R'2 \times 0.7) + 75) \times t$ 、 $P \times 0.5$ 又は $P'1 \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$B \quad a' L'2 R'2 \times 0.7 \times t + 1000 + P'1 \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $a' L'2 R'2 \times 0.7 \times t$ 又は $P'1 \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、a'、L、L'1、L'2、P、P'1、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

a' : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合には1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : (1) ①イ(ロ)イ)Bに定める区間又は四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は(1) ①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちA又はBに掲げる高速道路の料金の額若しくは(1) ①イ(ハ)に定める料金の額(単位:円)

P'1 : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : (1) ①イ(ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1 : 関門特別区間又は(1) ①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

(二) 普通区間等の料金を合算する特例

次表に掲げる場合(二以上の場合に該当し得るときを含む。)におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額(下記A又はBに限る。)を合算した額が1,000円を超える場合は、これを1,000円とする。ただし、平成21年4月29日(次表のうち山陽自動車道吹田山口線と今治小松道路を連続して通行する場合又は山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を連続して通行する場合において、中国縦貫自動車道の作東インターチェンジ及び山陽自動車道吹田山口線の備前インターチェンジ以西のみの区間と四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジ及び四国横断自動車道阿南四万十線の鳴門インターチェンジ以西のみの区間を通行する場合は平成21年3月28日)から西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

A (イ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額。

B (ハ)イ)又はロ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

$$a L R d t + P d$$

※ただし、上記式において、 $a L R d t$ 又は $P d$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すもの

とする。

- a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。
- d : 本割引適用後の料金の額を(ハ)イ)の定めにより算出した場合は0.5。本割引適用後の料金の額を(ハ)ロ)の定めにより算出した場合は0.7。
- L : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)
- P : 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)
- R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
- t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、均一制区間、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。
中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道岡山米子線と安来道路と中国横断自動車道尾道松江線を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジ及び安来道路の東出雲インターチェンジと中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
近畿自動車道松原那智勝浦線と南阪奈道路を、近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションと南阪奈道路の羽曳野インターチェンジを経由し連続して通行する場合(大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を連続して通行する場合に限る。)
九州縦貫自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
山陽自動車道吹田山口線と広島呉道路を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合(広島高速道路公社が管理する高速1号線及び高速2号線を連続して通行する場合に限る。)
山陽自動車道吹田山口線と今治小松道路を、山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジと今治小松道路の今治湯ノ浦インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を、山陽自動車道吹田山口線の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジと四国縦貫自動車道の松山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
関西国際空港線と関西国際空港連絡橋を、関西国際空港線の全線から関西国際空港連絡橋の関西国際空港連絡橋インターチェンジを連続して通行する場合(国土交通大臣が別に指示する日から適用する。)
ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合(周回走行を2回以上行う場合は、2回目の周回後の通行を除く。平成23年4月1日から適用する。)
本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号及び本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号を連続して通行する場合(平成23年4月1日から適用する。)
近畿自動車道松原那智勝浦線と四国縦貫自動車道を、近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山北インターチェンジ、和歌山インターチェンジ又は海南インターチェンジと四国縦貫自動車道の徳島インターチェンジを経由し連続して通行する場合(国土交通大臣が別に指示する日から適用する。)
近畿自動車道松原那智勝浦線と四国横断自動車道阿南四万十線を、近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山北インターチェンジ、和歌山インターチェンジ又は海南インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の鳴門インターチェンジを経由し連続して通行する場合(国土交通大臣が別に指示する日から適用する。)

<p>中央自動車道西宮線と四国横断自動車道阿南四万十線を、中央自動車道西宮線の西宮インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>中国縦貫自動車道と四国横断自動車道阿南四万十線を、中国縦貫自動車道の西宮山ロジヤンクションから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>山陽自動車道吹田山口線と四国横断自動車道阿南四万十線を、山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ、神戸西インターチェンジ、岡山インターチェンジ又は早島インターチェンジと四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>四国横断自動車道阿南四万十線と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号を、四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号の各インターチェンジを經由し連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>四国横断自動車道阿南四万十線と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号を、四国横断自動車道阿南四万十線の高松中央インターチェンジ又は高松西インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号の各インターチェンジを經由し連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道30号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>中央自動車道西宮線と四国縦貫自動車道を、中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ、豊中インターチェンジ又は西宮インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>近畿自動車道天理吹田線と四国縦貫自動車道を、近畿自動車道天理吹田線の松原インターチェンジから吹田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>近畿自動車道松原那智勝浦線と四国縦貫自動車道を、近畿自動車道松原那智勝浦線の長原インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>中国縦貫自動車道と四国縦貫自動車道を、中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジ又は西宮山ロジヤンクションから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を、山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ又は神戸西インターチェンジと四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>四国縦貫自動車道と第二京阪道路を、四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジと第二京阪道路の京田辺松井インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>

<p>四国縦貫自動車道と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号を、四国縦貫自動車道の新居浜インターチェンジからいよ小松インターチェンジまでの間の各インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号の各インターチェンジを經由し連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>中央自動車道西宮線と今治小松道路を、中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ、豊中インターチェンジ又は西宮インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>近畿自動車道天理吹田線と今治小松道路を、近畿自動車道天理吹田線の松原インターチェンジから吹田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>近畿自動車道松原那智勝浦線と今治小松道路を、近畿自動車道松原那智勝浦線の長原インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジまでの間の各インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>中国縦貫自動車道と今治小松道路を、中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジ又は西宮山口ジャンクションから神戸三田インターチェンジまでの間の各インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>山陽自動車道吹田山口線と今治小松道路を、山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジ又は神戸西インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>第二京阪道路と今治小松道路を、第二京阪道路の京田辺松井インターチェンジと今治小松道路の東予丹原インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>今治小松道路と本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号を、今治小松道路の東予丹原インターチェンジと本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号の各インターチェンジを經由し連続して通行する場合（本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路一般国道28号と山陽自動車道吹田山口線を連続して通行する場合に限る。国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>山陽自動車道吹田山口線と四国縦貫自動車道を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから五日市インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、玖珂インターチェンジ又は熊毛インターチェンジと四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ又は伊予インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>四国縦貫自動車道と広島岩国道路を、四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ又は伊予インターチェンジと広島岩国道路の廿日市インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>
<p>四国縦貫自動車道と広島呉道路を、四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ又は伊予インターチェンジと広島呉道路の呉インターチェンジを經由し連続して通行する場合（国土交通大臣が別に指示する日から適用する。）。</p>

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）から（ハ）の定めにより本割引を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

平成21年3月28日から平成26年3月31日までとする。

ただし、関西国際空港連絡橋については国土交通大臣が別に指示する日から本割引を適用する。

ホ その他

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として新たな乗継特例を定める場合には、割引をする自動車及び適用する期間等について事前に届け出るものとする。

⑬特別区間等における割引（I）

イ 割引をする自動車

E T C車。

ロ 割引額等

（イ）関門特別区間等

割引額は次表のとおりとし、（1）①イ（ロ）イ）A及びBの表中に定める関門特別区間及び近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの1キロ当たりの料金の額を減じるものとする。

（単位：円）

車種	区間 関門特別区間	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジから 有田インターチェンジまで
軽自動車等	15.36	9.447
普通車	19.2	11.808
中型車	23.04	14.17
大型車	31.68	19.484
特大車	52.8	32.472

ただし、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジ相互間のみを通行する場合には、次表の額（単位：円）を割引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	50	50	50	150	250

（ロ）広島岩国道路における割引

割引率は30パーセントとし、広島岩国道路の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）及び（ロ）の定めにより本割引（2会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

平成21年5月13日から国土交通大臣が別に指示する日までとする。

⑭特別区間等における割引（Ⅱ）

イ 割引をする自動車

全自動車。

ロ 割引額

（イ）関門特別区間等

割引額は次表のとおりとし、（１）①イ（ロ）イ）A及びBの表中に定める関門特別区間及び近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの1キロ当たりの料金の額を減じるものとする。

（単位：円）

車種	区間	関門特別区間	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジから 有田インターチェンジまで
軽自動車等		31.52	11.808
普通車		39.4	14.76
中型車		47.28	17.712
大型車		65.01	24.354
特大車		108.35	40.59

（ロ）広島岩国道路における割引

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（１）⑤に定める広島岩国道路の料金の額を減じるものとする。

イ）普通車

			廿日市	
			廿日市ジャンクション	50
		大野	250	100
大竹		100	350	200
大竹西	0	150	400	300

ロ）大型車

			廿日市	
			廿日市ジャンクション	50
		大野	300	150
大竹		150	450	300
大竹西	50	200	500	400

ハ）特大車

			廿日市	
			廿日市ジャンクション	150
		大野	850	500
大竹		450	1,500	1,100
大竹西	150	750	1,650	1,400

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）及び（ロ）の定めにより本割引（2会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

国土交通大臣が別に指示する日から平成26年3月31日までとする。

⑮休日夜間割引

イ 割引をする自動車

次表に掲げるインターチェンジを流出し、かつ、休日の午後10時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

中央自動車道西宮線	栗東インターチェンジから西宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
近畿自動車道名古屋神戸線	草津田上インターチェンジ
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジ
京滋バイパス	各インターチェンジ
第二京阪道路	起点から京田辺松井インターチェンジまでの各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道	東京インターチェンジから裾野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線	四日市東インターチェンジから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	みえ川越インターチェンジ又はみえ朝日インターチェンジ

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金又は別添6のうちA、B若しくはDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年4月4日から平成26年3月31日までとする。

⑯第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引

イ 割引をする自動車

中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジ又は中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線の亀山インターチェンジを流出し、かつ、午後11時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成26年3月31日までの平日の前日についての割引率は50パーセントとする（平成21年4月29日から平成26年3月31日までの間については休日の前日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出する（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出する。）こととし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

⑰近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引

イ 割引をする自動車

第二京阪道路のB区間又はC区間と近畿自動車道天理吹田線の門真ジャンクションから東大阪ジャンクションまでの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪東大阪線を連続して通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、近畿自動車道天理吹田線の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成22年3月20日から平成26年3月31日までとする。

⑱近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引

イ 割引をする自動車

大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び近畿自動車道松原那智勝浦線の美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの間を連続して通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、近畿自動車道松原那智勝浦線の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年5月13日から平成26年3月31日までとする。

⑲第二京阪道路連続利用割引

イ 割引をする自動車

第二京阪道路の起点、巨椋池インターチェンジ、久御山南インターチェンジ、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ又は久御山淀インターチェンジと第二京阪道路のC区間までの相互間を連続して通行するETC車。

ロ 割引額

イに定める通行について、次表の額（単位：円）を割引く。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	150	250	350	500	1000

ただし、第二京阪道路の起点と第二京阪道路のC区間までの相互間を通行する場合の割引額（単位：円）は次表のとおりとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	250	350	450	650	1300

ハ 適用する期間

平成22年3月20日から平成26年3月31日までとする。

⑳中央自動車道西宮線、近畿自動車道天理吹田線、京滋バイパス及び第二京阪道路ネットワーク利用割引（以下「ネットワーク割引」という。）

イ 割引をする自動車

中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと近畿自動車道天理吹田線の各インターチェンジ相互間を、第二京阪道路を利用し連続して通行するETC車。

ロ 割引額

イに定める通行をする場合において、中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション間の料金を中央自動車道西宮線

の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金と同額にする。

ただし、第二京阪道路の起点、巨椋池インターチェンジ、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ又は久御山淀インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション間を相互に連続して通行する場合について、本割引を適用する場合の料金の額が第二京阪道路連続利用割引を適用する場合の料金の額に比べて高い場合、中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金を第二京阪道路連続利用割引を適用した場合の料金と同額とする。

ハ 適用する期間

平成22年3月20日から平成26年3月31日までとする。

②1 第二京阪道路特定区間利用割引

イ 割引をする自動車

イ) 枚方東インターチェンジを通行するETC車。

ロ) 第二京阪道路のB区間又はC区間の交野南インターチェンジと第二京阪道路のC区間の寝屋川北インターチェンジ相互間を通行するETC車。

ロ 割引額

イに定める通行について、次表の額(単位:円)を割引く。

		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	イ)	150	250	250	400	800
	ロ)	150	250	300	400	700

ハ 適用する期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。

②2 南阪奈道路、南阪奈有料道路及び近畿自動車道松原那智勝浦線と併せて利用する場合のETC連続利用割引(以下「ETC連続利用割引」という。)

イ 割引をする自動車

南阪奈道路の葛城インターチェンジから羽曳野東インターチェンジまでの区間において流出入し、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を全線利用し、かつ、近畿自動車道松原那智勝浦線美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの全区間を連続して通行するETC車。

なお、当該ETC連続利用割引については、上記の自動車について、南阪奈道路及び南阪奈有料道路において同様のETC連続利用割引の適用を受けている場合に限る。

ロ 割引率

通行区分	割引率
羽曳野東インターチェンジにおいて流出入した場合	約7パーセント
太子インターチェンジにおいて流出入した場合	約10パーセント
葛城インターチェンジにおいて流出入した場合	20パーセント

②3 沖縄自動車道特別割引

イ 割引をする自動車

沖縄自動車道を通行する全自動車(駐留軍公用車両を除く)。

ロ 割引適用後の料金の額

別添7のとおりとする。

ハ 適用する期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

②4 エコカー割引

イ 割引をする自動車

西日本高速道路株式会社が別に定める自動車であり、西日本高速道路株式会社が別に定

めるところにより登録がなされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したE T C車のうち、普通車（別添1－1、別添1－2及び別添1－4に掲げるニ及びホに該当する自動車とする。）。

ロ 割引適用後の料金

当該自動車が通行した区間における軽自動車等の料金の額を適用する。

ハ 適用する期間

国土交通大臣が別に指示する日から平成26年3月31日までとする。

②⑤障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ） 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ） 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

②⑥乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1－1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

②⑦休日バス割引

イ 割引をする自動車

休日に高速道路を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3

条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車(3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。)

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成21年7月4日から平成26年3月31日までとする。

ただし、関西国際空港連絡橋については国土交通大臣が別に指示する日から本割引を適用する。

⑳乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために第二神明道路、鹿児島道路、安来道路、長崎バイパス、京都縦貫自動車道、武雄佐世保道路又は佐世保道路を通行する別添1-1、別添1-3又は別添1-4に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

㉑通学割引

イ 割引をする車両

京奈道路において、別添1-2に掲げる自転車のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校に在学するものが、通学のために通行するもの。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

㉒割引相互間の適用関係

イ ①から㉑に定める割引相互間の重複適用関係は別添8のとおりとする。

ロ 別添8において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

㉓企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(4) 西日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

(1) ①イ(イ)に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道(均一制区間を除く。)を連続して通行する場合の料金の額は、(1)①イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

イ (2) 割引制度は当面の割引であり、将来の料金制度のあり方については、高速道路の有効活用、渋滞緩和、交通需要の調整、地域振興などの観点から、財政状況や地方等の意見も踏まえ、利用しやすいものとするべく検討するものとする。

ロ 平成24年度及び平成25年度のマイレージ割引については、地方部上限割引などの導入による影響を踏まえて見直しを検討することとし、その結果により、割引内容を変更するものとする。

ハ インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月29日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車(車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ツ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの連結車両及び被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ及びブルに該当するものを除く。）
	カ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ヨ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路線名	区間
中央自動車道 西宮線	大津インターチェンジから 西宮インターチェンジまで
近畿自動車道 名古屋神戸線	宇治田原インターチェンジから 川西インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジから 西宮北インターチェンジまで

別添 4

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
200	300	250
250	350	300
300	400	350
350	500	450
400	550	500
450	600	600
500	650	650
550	750	750
600	800	800
650	850	850
700	950	950
750	1,000	1,000
800	1,050	1,050
850	1,150	1,150
900	1,200	1,200
950	1,250	1,250
1,000	1,300	1,350
1,050	1,400	1,400
1,100	1,450	1,450
1,150	1,500	1,500
1,200	1,600	1,600
1,250	1,650	1,650
1,300	1,700	1,700
1,350	1,800	1,800
1,400	1,850	1,850
1,450	1,900	1,900
1,500	1,950	2,000
1,550	2,050	2,050
1,600	2,100	2,100
1,650	2,150	2,200
1,700	2,250	2,250

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1,750	2,300	2,300
1,800	2,350	2,400
1,850	2,450	2,450
1,900	2,500	2,500
1,950	2,550	2,600
2,000	2,600	2,650
2,050	2,700	2,700
2,100	2,750	2,800
2,150	2,800	2,850
2,200	2,900	2,900
2,250	2,950	3,000
2,300	3,000	3,050
2,350	3,100	3,100
2,400	3,150	3,200
2,450	3,200	3,250
2,500	3,250	3,300
2,550	3,350	3,400
2,600	3,400	3,450
2,650	3,450	3,500
2,700	3,550	3,600
2,750	3,600	3,650
2,800	3,650	3,700
2,850	3,750	3,800
2,900	3,800	3,850
2,950	3,850	3,900
3,000	3,900	4,000
3,050	4,000	4,050
3,100	4,050	4,100
3,150	4,100	4,150
3,200	4,200	4,250
3,250	4,250	4,300
3,300	4,300	4,350

別添 6

A	一般国道2号（広島岩国道路）
	一般国道3号（南九州西回り自動車道（八代日奈久道路））
	一般国道9号（江津道路）
	一般国道10号（椎田道路）（高速自動車国道東九州自動車道と接続し供用する日以降とする。）
	一般国道10号（宇佐別府道路）
	一般国道10号（日出バイパス）
	一般国道10号（延岡南道路）
	一般国道10号（隼人道路）
	一般国道11号（高松東道路）（四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用される前日まで）
	一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））
B	一般国道42号（湯浅御坊道路）
	一般国道478号（京都縦貫自動車道）のうち大山崎インターチェンジから篠インターチェンジまでの区間
C	一般国道3号（南九州西回り自動車道（市来～鹿児島西））
	一般国道9号（安来道路）
	一般国道10号（椎田道路）（高速自動車国道東九州自動車道と接続し供用する日の前日までとする。）
	一般国道24号（京奈和自動車道（京奈道路））
	一般国道34号（長崎バイパス）
	一般国道478号（京都縦貫自動車道）のうち篠インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間
	一般国道481号（関西国際空港連絡橋）
	一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））
	一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））
D	一般国道1号（京滋バイパス）
	一般国道1号（第二京阪道路）のうちA区間及びB区間
	一般国道478号（京滋バイパス）
E	一般国道1号（第二京阪道路）のうちC区間

別添 7

区間	割引後の料金の額 (単位:円)				
	軽自動車 等	普通車	中型車	大型車	特大車
那覇インターチェンジ から西原インターチェンジ まで	150	200	200	250	350
那覇インターチェンジ から北中城インターチェンジ まで	250	300	300	400	650
那覇インターチェンジ から沖縄南インターチェンジ まで	300	400	450	600	900
那覇インターチェンジ から沖縄北インターチェンジ まで	400	500	550	750	1,150
那覇インターチェンジ から石川インターチェンジ まで	500	600	750	950	1,550
那覇インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	550	700	750	1,050	1,650
那覇インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	600	750	850	1,150	1,850
那覇インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	700	850	1,000	1,350	2,200
那覇インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	800	1,000	1,150	1,600	2,550
西原ジャンクションから西原インターチェンジ まで	150	150	150	200	250
西原ジャンクションから北中城インターチェンジ まで	250	250	300	350	550
西原ジャンクションから沖縄南インターチェンジ まで	300	350	400	500	800
西原ジャンクションから沖縄北インターチェンジ まで	400	450	500	700	1,050
西原ジャンクションから石川インターチェンジ まで	500	600	700	900	1,400
西原ジャンクションから屋嘉インターチェンジ まで	500	600	750	950	1,550
西原ジャンクションから金武インターチェンジ まで	600	700	850	1,100	1,750
西原ジャンクションから宜野座インターチェンジ まで	700	800	950	1,300	2,100
西原ジャンクションから許田インターチェンジ まで	750	950	1,100	1,500	2,450
西原インターチェンジ から北中城インターチェンジ まで	150	200	200	250	400
西原インターチェンジ から沖縄南インターチェンジ まで	250	300	300	450	650
西原インターチェンジ から沖縄北インターチェンジ まで	300	400	450	600	900
西原インターチェンジ から石川インターチェンジ まで	450	500	600	800	1,300
西原インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	500	600	700	850	1,400
西原インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	550	650	750	1,000	1,600
西原インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	650	750	900	1,200	1,950
西原インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	750	900	1,050	1,400	2,300
北中城インターチェンジ から沖縄南インターチェンジ まで	150	200	200	250	350
北中城インターチェンジ から沖縄北インターチェンジ まで	250	300	300	400	600
北中城インターチェンジ から石川インターチェンジ まで	350	400	500	650	1,000
北中城インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	400	450	550	700	1,100
北中城インターチェンジ から金武インターチェンジ まで	450	550	650	850	1,300
北中城インターチェンジ から宜野座インターチェンジ まで	550	700	750	1,050	1,650
北中城インターチェンジ から許田インターチェンジ まで	650	800	900	1,250	2,000
沖縄南インターチェンジ から沖縄北インターチェンジ まで	150	200	200	250	300
沖縄南インターチェンジ から石川インターチェンジ まで	300	300	300	500	700
沖縄南インターチェンジ から屋嘉インターチェンジ まで	300	350	400	550	850

沖縄南インターチェンジから金武インターチェンジまで	400	450	450	700	1,050
沖縄南インターチェンジから宜野座インターチェンジまで	500	600	600	850	1,400
沖縄南インターチェンジから許田インターチェンジまで	600	700	750	1,100	1,750
沖縄北インターチェンジから石川インターチェンジまで	200	250	250	300	500
沖縄北インターチェンジから屋嘉インターチェンジまで	250	300	300	400	600
沖縄北インターチェンジから金武インターチェンジまで	300	350	400	550	850
沖縄北インターチェンジから宜野座インターチェンジまで	400	500	550	750	1,150
沖縄北インターチェンジから許田インターチェンジまで	500	600	700	950	1,500
石川インターチェンジから屋嘉インターチェンジまで	150	150	150	150	200
石川インターチェンジから金武インターチェンジまで	150	150	150	250	400
石川インターチェンジから宜野座インターチェンジまで	300	300	300	450	750
石川インターチェンジから許田インターチェンジまで	400	450	450	700	1,150
金武インターチェンジから宜野座インターチェンジまで	150	150	150	250	400
金武インターチェンジから許田インターチェンジまで	300	300	300	450	750
宜野座インターチェンジから許田インターチェンジまで	150	150	150	250	450
喜舎場スマートインターチェンジから北中城インターチェンジまで	150	150	—	—	—
喜舎場スマートインターチェンジから西原インターチェンジまで	200	250	—	—	—
喜舎場スマートインターチェンジから西原ジャンクションまで	250	300	—	—	—
喜舎場スマートインターチェンジから那覇インターチェンジまで	300	300	—	—	—

注1) 通行止めによって高速自動車国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い当該経路の終点となるインターチェンジから再び流入して高速自動車国道を順方向に走行した自動車が出発地を提出した場合、再流入後に利用した区間の料金の額は、上表に掲げる割引後の料金の額から全車種一律100円を控除したものとする。

勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引（Ⅰ）、特別区間等における割引（Ⅱ）、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、E T C連続利用割引、沖縄自動車道特別割引、エコカー割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引及び休日バス割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	エコカー割引
2	特別区間等における割引（Ⅱ）
3	E T C連続利用割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、沖縄自動車道特別割引
4	地方部上限割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引（Ⅰ）、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引
5	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引
6	マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引